

認知症対応型共同生活介護事業事前申出受付要項  
(平成 28 年 7 月募集)の質問回答

●事前申出受付要項に関する質問

質問1 要項で事業予定地の定期借地契約は不可とありますが、建物の定期借家契約は可能でしょうか？

回答1 定期借家契約は不可です。建物を賃貸借契約で確保する場合は、普通借家契約でご契約ください。

質問2 定員 9 人×3 ユニットでの申し込みは可能でしょうか？

回答2 現状、仙台市では 3 ユニットは不可としています。2 ユニットでの整備をお願いいたします。

質問3 隣接する土地で認知症対応型共同生活介護事業の 2 つの事業所を開設することは可能でしょうか？

回答3 隣接する土地に 2 つの事業所を開設する計画でご応募いただくことは可能です。また、公募で選定されれば開設可能です。

●提出書類に関する質問

質問4 賃貸により建物を確保する計画において、土地がオーナー個人所有で、建物が同オーナーの経営する法人所有の場合、どのような書類を提出すればよろしいでしょうか？

回答4 土地、建物ごとに賃貸借契約書や確約書などの折衝のわかる書類をご提出ください。

質問5 事業予定地を購入予定ですが、未だ売買契約書を交わしていません。どのような書類の提出が必要でしょうか？

回答5 応募時に売買契約書の締結が済んでいない場合は、売買の意思がわかる確約書や合意書等の提出が必要です。

**質問6** 事業予定地の売買手続きが未了ですが、登記簿謄本は現所有者のものでよろしいでしょうか？もしくは、売買手続きと登記が完了した後の登記簿謄本が望ましいでしょうか？

**回答6** 応募時点の登記簿謄本をご提出ください。ただし、指定申請までに所有権移転登記後の登記簿謄本をご用意いただく必要があります。

**質問7** 償還計画書について、今回の新規事業に係る借入金以外は融資先が同一であれば合算した償還計画書が望ましいでしょうか？もしくは合算しない個別の償還計画書が必要でしょうか？

**回答7** 提出書類一覧「8-③ 償還計画書」備考欄に記載のとおり、全ての借入について、融資先ごとに償還計画書を作成してください。

**質問8** 設計業者による建設費見積資料について、中項目での見積金額の記載でよろしいでしょうか？

**回答8** 事前申出書類提出時は、中項目での見積金額で問題ありません。

## ●その他の質問

**質問9** 施設開設準備経費助成制度はありますか？また、ある場合は、どこに情報が掲載されていますでしょうか？

**回答9** 施設開設準備経費助成制度は、宮城県の交付要綱において、「次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、各年度中に実施する事業に係る当該補助金にも適用するものとする」と定められているため、次年度以降の補助金を確約するものではありません。施設開設準備経費助成制度がある場合は、宮城県からの内示後に、仙台市から対象の事業者にご連絡いたします。昨年度は8月に、宮城県からの内示があり、対象の事業者にご施設開設準備経費助成制度についてご連絡いたしました。下記は参考に記載する平成27年度の助成内容です。

<27年度参考>

- ① 補助対象:施設開設前6ヶ月間に係る③の経費
- ② 補助基準額:621,000円(上限額)×定員数
- ③ 主な対象経費
  - ・開設前の介護職員等の雇い上げ経費(最大6ヶ月間の訓練等の期間)

- ・開設のための普及啓発経費(地元住民への連絡会開催や入居希望者・家族等への概要説明)
  - ・職員の募集経費(広報誌発行、説明会開催等の活動費)
  - ・開設事務経費(会計、労務、開設届等の書類作成に要する経営コンサルタント経費等)
  - ・その他の開設準備に必要な経費(備品購入費、パンフレット、ホームページ開設等のPR費用等)
- ※補助金の額は変更になる場合があります。また、事業実施に際して本市の補助金の交付及び補助額を確約するものではありません。

**認知症対応型共同生活介護事業について、平成 28 年 7 月 26 日付で事業者から辞退届が提出されましたので、青葉区第二地区（第二中学校区）は未整備地区となります。**

**詳細につきましては、「地域密着型サービス整備状況一覧表」([http://www.city.sendai.jp/business/d/1212855\\_1434.html](http://www.city.sendai.jp/business/d/1212855_1434.html))をご確認ください。**